

公的研究費の不正使用について

1 調査の概要

(1) 調査に至る経緯

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が設置している研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発等受付窓口に対し、本学所属の元教員（以下「調査対象者」という。）に関する2022年2月5日付の匿名告発（以下「本件告発」という。）があった。同月8日、日本学術振興会より、本学の公的研究補助金等の不正使用に関する学外通報受付窓口に対し、本件告発が共有され、本学は、同月9日付で受け付けた。その後、本学は、「公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程」第9条第1項に基づく本件告発に関する予備調査（調査期間：2022年2月15日～同年3月4日）の結果を踏まえ、同第6項の規定により同年3月8日に本調査の実施を決定し、同年4月12日より、調査委員会による調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

(2) 本件調査の目的・範囲

- a 本件告発で指摘された事実関係の有無
- b 調査対象者による科研費その他研究費の使用における不正等の有無
- c 上記a及びbの結果に対する評価
- d 不正発生要因の分析・再発防止策の提言

(3) 調査委員会の構成

学内委員6名（人事異動により2名交代）、学外委員2名（弁護士及び公認会計士）で構成する調査委員会（事務局：監査室）を設置して、調査を行った。

なお、学外委員の弁護士及び公認会計士は、本学及び調査対象者と直接の利害関係を有しておらず、その他の委員及び事務局についても調査対象者との直接の利害関係を有していない。

a 学内委員

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 金井 敦 | (学術支援本部担当常務理事) |
| 衣笠 正晃 | (国際文化学部教授) |
| 小林 孝 | (監査室長) |
| 松井 哲也 | (総務部長 (2022年5月31日まで)) |
| 廣岡 康久 | (総務部長 (2022年6月1日以降)) |
| 生田 眞敏 | (研究開発センター室長 (2022年5月31日まで)) |
| 日野 好幸 | (研究開発センター室長 (2022年6月1日以降)) |
| 中村 和正 | (研究開発センター市ヶ谷事務課長) |

b 学外委員

- | | |
|-------|---------|
| 中村 克己 | (弁護士) |
| 久保 隆 | (公認会計士) |

(4) 調査内容

a 調査期間

2022年4月12日～同年7月5日

b 調査対象

(a) 調査対象者

小川孔輔（専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科 大学院任期付教員（任期付教授）。2017年3月31日付で定年退職後、2017年4月1日から大学院任期付教員として採用され、2022年3月31日付で規程により雇用契約終了）

(b) 調査対象研究費

イ 科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）

ロ 大学経費による研究費（科研費採択案件インセンティブ経費、科研費不採択案件（A評価）助成金及び個人研究費）

(c) 調査対象経費

旅費、人件費・謝金、物品費等

c 調査方法

(a) 関係者へのヒアリング

調査対象者を含む関係者に対して、ヒアリングを実施した。

(b) 関係資料の分析・検証

2011年度から2021年度の調査対象者の科研費研究課題における対象経費（旅費、人件費・謝金、物品費等）の全件、大学経費による研究費である科研費採択案件インセンティブ経費、科研費不採択案件（A評価）助成金及び個人研究費について、関係資料の分析・検証を実施した。

2 調査結果

(1) 判明した事実

a 国内交通費の重複受領について

調査対象者は、他大学の非常勤講師を務めたが、当該講義への出校に際して、交通費を受領していた。また、科研費研究のために出張する際、他大学での講義や見学と日程を合わせることもあり、日程が重なった科研費用務に際して、支出した交通費全額を科研費から支出していたが、これは科研費の「他の用途への使用」（以下「目的外使用」という）に類する、あるいは準ずるものである。

なお、調査対象者には重過失があったといえ、本学ガイドラインが定める「不正使用等」に該当するが、科研費使用において、他大学から支給される交通費分を不正に領得しようとしていたとまでは認められず、私的流用には該当しない。

b 海外出張における目的外活動について

調査対象者の科研費用務での海外出張として、他法人が主催するツアー代金が科研費から支出されていることについて、各科研費研究課題との関連性が認められることに加えて、各科研費研究課題と当該出張との直接的な関連性に関する調査対象者の説明にも一定の合理性が認められるものと判断したが、一部の活動については、科研費研究課題との直接的な関連性が認められなかった。

なお、調査対象者には重過失があったといえ、科研費支出については、本学ガイドラインが定める「不正使用等」に該当するが、調査対象者において不正を隠蔽しようとする姿勢は窺われないこと、調査対象者が直接的な利益を得たわけではないことなどを踏まえると、本事案については私的流用には該当しない。

c 目的外の謝金支出について

調査対象者は、大学院（イノベーション・マネジメント研究科）で担当していた講義の資料改訂作業をアシスタントに依頼し、当該作業に対する謝金として科研費から支出しているが、この作業は、科研費研究課題との一定の関連性は認められるものの、大学院での教育（講義）

のための資料作成に係るものであって、当該研究課題との直接的な関連性があったとはいえ、謝金支出については、目的外支出と認められた。

なお、調査対象者には重過失があったといえ、本学ガイドラインが定める「不正使用等」に該当するが、調査対象者が直接的な利益を得たわけではないことなどを踏まえると、本事案についても私的流用には該当しない。

(2) 不正使用等に支出された研究費の額等

科研費 基盤研究 (B) 課題番号: 15H03395

2015年度 旅費 25,000円

2017年度 旅費 60,467円、謝金等 97,500円

科研費 基盤研究 (B) 課題番号: 18H00907

2018年度 旅費 35,770円

3 不正の発生要因の分析と再発防止策

(1) 不正が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制

本学において、公的研究補助金等の不正使用等の防止・対策を担っているのは研究開発センターであり、さらに監査部門（監査室及び監査補助員等）が定期的な監査を実施している。

(2) 発生要因の分析

調査対象者（及びそのアシスタント）には、「この用途であれば大丈夫だろう」、「この活動は、科研費研究課題と直接の関連性がある」といった甘い認識があり、それが不正使用等の要因となったものと認められる。

しかし、科研費用務と重複する別用務に関して他機関から支給される旅費等の有無を確認するといった手続が定められていなかったことや、調査対象者から研究との関連性について一定の説明がなされると、担当職員としては、当該説明に矛盾や虚偽があると判断する術がなく、それ以上の確認を行うことは困難であったこと等により、結果として不正使用等の防止には至らなかった。こうした研究開発センター側の「不正を想定した確認手法の未整備」や「確認の深度不足」もまた、不正使用等の要因になったものと考えられる。

(3) 再発防止策

上記の発生要因を踏まえ、以下の再発防止策を講じる。

a 申請者側の理解度・意識の向上策

(a) 本事案を踏まえた学内 Q&A のアップデート及び周知徹底

ア 申請者を対象とした説明会や申請者（及びそのアシスタント等）（以下「申請者等」という。）を対象としたコンプライアンス研修で使用する資料に今回の不正事例に関する事項を追加し、また申請者等への実効的な理解度テストを実施する。

イ 学部長会議等を通じ、申請者に対し、年2回程度（主に長期休業期間前に）、出張業務に係る公的研究費等の適正な執行についての注意喚起等を行う。

(b) 申請書類へのチェック項目等の追加による“気づきの機会”の付与

具体的には、1つの出張において科研費以外の用務がある場合は、「出張届及び出張報告書に○月○日は科研費用務外であることを明記すること」、「申請する経費について、他機関による経費負担（重複受領）がないことを明記すること」を記載し、申請者のチェック項目を新設する。このほか、科研費の支出先について申請者との関係の有無を記載する欄を設ける。

また、科研費取扱要領中の「海外旅費基準」の〔注意事項（海外）〕及び〔出張経費に係る支

出可否]等の項目に出張経費に係る支出可否や他の経費との合算使用の可否について、より具体的な例示の記載を行う。

b 管理・監査体制の実効性の向上

(a) 科研費取扱要領及び確認項目の見直し

上記 a (b) に記載の、科研費取扱要領に定める申請書類へのチェック項目や支出先と申請者との関係確認欄等の新設により、申請者に気づきの機会を付与するとともに、想定されるリスクの発現を予防・牽制するための予防的統制機能の向上を図る。

また、体制上の強化策として、一次チェック機能を担う現場事務担当者による書類確認及び研究者からの聞き取り情報によって支出の正当性に確認が得られないものについては、適宜担当管理職が判断を行うというチェックフローを確立することで、組織的なチェック体制を確立し、発見的統制機能の強化を図る。

さらに、事務担当者からの問合せや追加資料の提出要請に対して、申請者から証憑の追加提出や適切な説明がなされず、十分な確認を行うことがなお困難な場合には、コンプライアンス統括責任者を通じて、所属学部、研究科、研究所に改善を指導することを要請し、運用ルール及びコンプライアンス遵守の徹底を図る。

(b) 事務担当者の意識強化・スキル向上

今回の不正事案（旅費の重複受領、海外出張中の目的外使用、目的外の謝金支出）の遠因として、適切な執行管理を担う事務側での職業的懐疑心の不足に起因する確認不足があったことを踏まえ、執行管理実務者としての正当な注意と職業的懐疑心の強化を図るための勉強会や実務者研修を定期的実施するとともに、事例集を含めた確認マニュアルの充実化を図る。

また実務においては、特に複数用務で出張した者に対しては、出張後の提出書類として、用務別の業務実施内容が分かる資料の提出を求めることを徹底するとともに、出張届及び出張計画書との整合性について十分な確認を行う。

加えて、出張に係る経費執行については、定期監査においてサンプル抽出を重点的に実施し、疑義が生じたものについては用務先へ出張事実の確認、支払実績照会を確実にを行う。

4 その他（調査対象者への対処）

本件では、調査対象者はすでに退職していることから、大学教員就業規則をはじめとする学内諸規程によって処分することは困難であった。また本学としては、調査対象者に対し、調査委員会が不正に使用したと認定した金額について返還を求める予定である。

以 上